

令和3年7月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年7月16日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎8階議会第2会議室
- 3 開会時刻 14時35分
- 4 閉会時刻 15時25分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 桐谷 次郎 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員
 - 佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員

県立高校改革担当局長	杉山 正行
教育監	岡野 親
副局長	落合 嘉朗
総務室長	篠田 寛
行政部長	大場 勇人
指導部長	濱田 啓太郎
支援部長	宮村 進一
生涯学習部長	高梨 信行
企画調整担当課長	市川 秀樹
管理担当課長	星 孝樹
県立学校人事担当課長	師岡 健一
参事兼高校教育課長	増田 年克
保健体育課長	富澤 桂子
特別支援教育課長	萩庭 圭子
生涯学習課長	河田 貴子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 7月定例会 会議日程

日時 令和3年7月16日（金）
14時30分から
場所 神奈川県庁新庁舎8階
議会第2会議室

1 議事

日程第1

- 請願第1号 「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について
請願第2号 「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について
請願第3号 「本年度実施の高校用教科書採択に関する請願」について

2 協議・報告事項

- 報告1 「望ましい中学校歴史・公民教科書採択を求める要望書」について
報告2 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

教育委員会 7月定例会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 7月定例会を開会します。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
では、会議録署名委員に下城委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「「高等学校歴史教科書採択について(請願)」について」ほか2件の請願がございます。
また、協議・報告事項として「「望ましい中学校歴史・公民教科書採択を求める要望書」について」ほか1件の報告があります。
お諮りします。日程第1の継続審議となっております請願第1号、請願第2号及び請願第3号の三つの請願につきましては、いずれも教科書採択に係る請願でありますので、それぞれ続けて事務局から説明を受けた後、一括して審議を行いたいと思ひますが、ご異議はございませぬか。

全委員 異議なし。

教育長 それではご異議がないものと認め、そのように決しました。
議題に入る前に、私から一言発言をさせていただきます。
委員の皆様方には、その都度、ご連絡、ご報告させていただいておりますが、去る6月23日に、総合教育センターの指導主事が児童買春の容疑で逮捕され、また、7月14日には、県立特別支援学校の教員が青少年保護育成条例違反及び児童買春の容疑で逮捕されるという事案が発生いたしました。
昨年度になりますが、3月24日に、この教育委員会におきまして「教職員の綱紀肅正に関する教育委員会決議」がなされ、また吉田委員にご参画をいただきました「神奈川県教育委員会わいせつ事案防止対策有識者会議」からの提言を踏まえた、わいせつ、不祥事防止対策を講じる矢先のこうした逮捕事案であり、極めて遺憾と言わざるをえないと考えております。それぞれの事案の詳細につきましては、確認ができ次第、教育委員会の審議を経まして厳正に対処してまいりたいと考えております。また引き続き、委員の皆様よろしくお願ひいたします。
それでは、はじめに日程第1の請願第1号、請願第2号及び請願第3号に入ります。

請願第1号 「高等学校歴史教科書採択について(請願)」について
請願第2号 「高等学校歴史教科書採択について(請願)」について

請願第3号

「本年度実施の高校用教科書採択に関する請願」について

説明者 増田高校教育課長

教育長 教育委員の皆様方には、既に請願に目を通していただき、内容もご理解いただいていると思いますが、確認のため、まずは増田高校教育課長からそれぞれの要点について説明をお願いします。

高校教育課長 まず、請願第1号についてご説明いたします。青のインデックス、請願第1号をご覧ください。「高等学校歴史教科書採択について（請願）」についてです。請願者は、教育を良くする神奈川県民の会の代表で新井三男さんです。請願の内容については、請願書の「1. 請願事項」の(1)から(4)に該当する高等学校歴史教科書を採択しないように求める請願となっています。団体が採択をしないこととする事項ですが「(1)「従軍慰安婦」という用語の記述があるもの。(2)「慰安婦」が官憲により「強制連行」されたかのように表現しているもの。(3)朝鮮半島から内地に移入した人々を、「強制連行された」「強制的に連行された」「連行された」などと一括りに表現しているもの。(4)戦時の「募集」「官斡旋」及び「徴用」による労務を「強制労働」などと表現しているもの。」の4点です。

次に、青のインデックス、請願第2号をご覧ください。この請願は「高等学校歴史教科書採択について（請願）」についてです。請願者は、かながわ歴史教育を考える市民の会の事務局長で高梨晃嘉さんです。請願の内容については、請願書の「1. 請願事項」にある、高等学校の教科書採択は、4月27日の教育委員会臨時会において決定した方針に則り、各校における調査・研究に基づく選定を尊重して行われるべきであり、各校に特定の教科書の排除を示唆する「指導」「助言」を行わないこと、となっております。また、そこにある1から3の内容も、これに付随して請願をしています。

最後に、青のインデックス、請願第3号をご覧ください。この請願は、「本年度実施の高校用教科書採択に関する請願」についてです。請願者は、琉球大学名誉教授の高嶋伸欣さんです。請願の内容については、請願書の「1 請願項目」にある二つの請願項目「1) 採択に際しては、生徒の実情を最も良く把握している学校現場の教員による学校選定の結果を尊重してください」「2) 貴委員会が5月26日の臨時会で継続審議とした「請願第1号」については、「国の動きをしっかりと確認してから対応を検討」するのではなく、同請願が根拠としている『答弁書』をめぐる「国（政府）」以外の社会全体、特に教育関係者や歴史研究者、さらには関心を寄せている一般市民等の「動きをしっかりと確認してから対応を検討」し、慎重に審議を進めて下さい。」という内容の2点です。各学校における教科書選定の結果を尊重すべきであるという趣旨については、請願第2号の趣旨と同様のものと考えております。これらの請願は、政府が令和3年4月27日の閣議で、慰安婦問題等についての質問主意書に対する答弁書を決定しておりますが、その内容に関連する請願ということです。各々の請願についての説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明を踏まえた上で、請願第1号、第2号、第3号の審議に入りたいと思います。まず、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

吉田委員 一つ質問させてください。非常に基本的なことですが、県教育委員会としての教科書採択の考え方は、どのようになっているかを確認させてください。

高校教育課長 県教育委員会において「教科用図書採択方針」というものを定めています。その方針に則って採択をするということになっています。採択方針には3点示されていて、まず一つは、学校教育目標及び各教科の目標に基づいて、十分に教科用図書の調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択する。2点目は、文部科学大臣が作成する高等学校用教科書目録のうちから採択する。3点目は、採択に当たっては、公正の確保に留意する。この3点が教科用図書採択方針の中に定められています。

吉田委員 高等学校の教科書を採択する際の流れについても、確認のため、もう一度説明をお願いします。

高校教育課長 高等学校の使用教科書の採択については、まず、今申し上げました県教育委員会において、教科用図書採択方針が決定されています。各学校では、当該年度の教科書目録に記載のある、その教科書の中から、今申し上げた県の定めた採択方針に則り、教科書選定会議で使用希望教科書を選定します。そして、その結果を県教育委員会に報告するということになっています。報告を受けた県教育委員会では、その選定内容について確認をして、その結果、最終的には、県教育委員会に付議をして採択をする、このような流れで採択が進められているところです。

吉田委員 各学校における教科書選定の過程についてはいかがですか。

高校教育課長 各学校においては、教科書目録に掲載のある教科書について、それぞれの教科の担当者等が調査研究を行います。そして校長が主宰する教科書選定会議、これは校内に設置される会議ですが、そこにおいて最終的に使用希望の教科書の選定を行う、このような作業が行われているところです。

教育長 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 前回、6月の審議のときに事務局の方から、国の動向を確認していくというお話がありましたけれども、確認した今の動きなどが分かりましたら教えてください。

高校教育課長 文部科学省に、私から問合せをさせていただいたところです。今現在どのような状況かということについて、文部科学省では、教科書発行者に対して情報提供を行ったということです。その後、現状としては教科書発行者が対応しているところである

ということ。そしてもう1点は、文部科学省としては、この教科書採択に関する日程については変更する予定はないということです。我々各教育委員会においては、例年どおりの日程で採択を進めていただきたいと、そのような回答をいただいたところです。

佐藤委員 請願第1号にある、例えば、従軍慰安婦や強制連行とか、そういう用語があることをもって教育委員会として採択をしないというのは、私どもとしては採択方針に基づいた採択を行っていくという点から考えて、特定の用語があるから採択しないというのは難しいと思いますが、これまでにそういうようなことはあったのでしょうか。

高校教育課長 各学校において採択方針に則った使用希望教科書の選定が行われているということであれば、そうした取扱いを行うということは、今までにはなかったと思います。

佐藤委員 今回のように、検定が済んだ後で、閣議決定で統一見解が示されたというような場合には、どういう対応になるのでしょうか。

高校教育課長 まず、一義的には教科書発行者がどういった判断をするかということだと考えています。必要に応じて、文部科学省に訂正の申請等がなされるのではないかと考えているところです。

佐藤委員 検定に合格した教科書に、今回は誤りということではないと思うのですが、もし記述に誤りがあるなど、生徒が学習を進めていく上で支障を生ずるおそれがあるような記載があったとしたら、その場合はどういう対応をとられるのですか。

高校教育課長 教科書に誤りがある、要するに事実と違うというふうなことが記載されている場合には、これは明確に法令の中で規定があります。教科用図書検定規則第14条に「文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。」とされていますので、そういった場合には、教科書発行者から文部科学大臣に訂正申請がなされると承知をしています。

佐藤委員 分かりました。

教育長 他にいかがでしょうか。下城委員お願いします。

下城委員 請願第2号及び第3号において、学校の選定結果を尊重するようにと求められているのですが、我々教育委員会が定めている採択方針において、県教育委員会は、各学校の使用希望教科書の選定結果を尊重するとしているわけですか、理解として。

高校教育課長 採択方針自体には、学校の選定結果を尊重するというところまでは定められておりません。先ほど申し上げた3点が定められているというところです。県教育委員会としては、これまで、ごくまれな例ではありますが、学校の教育課程表に沿っていない選

定が行われているとか、あるいは選定漏れがあるとか、そういった明らかに選定に誤りがある場合を除いて、採択方針に則って学校が教科書の選定をしている場合、その使用希望教科書に対して変更を求めることは通常はありませんので、教育委員会での審議の結果として、事実上は、学校の選定結果のとおりになっているという意味では、尊重されていることにはなっていると理解をしています。

下城委員　それから請願第2号にある各学校への「指導」「助言」という文言なのですが、これについては、これまで実態はどのようになっているのでしょうか。

高校教育課長　これも今申し上げましたとおり、明らかに学校の選定に誤りがある、あるいは選定の際に選定理由書というのを学校が付けて提出をしてくるのですが、その選定理由書の記載内容が、表現上分かりにくいとか、そういったところがある場合には、本課の指導主事から各学校に「指導」「助言」を行うケースはあります。

下城委員　国以外の社会全体、特に教育関係者や歴史研究者等の「動きをしっかりと確認してから対応を検討」してほしいということが、請願第3号の請願趣旨の一部となっているのですが、この点についてどう認識すれば良いのか、考え方について共有させていただきたいと思います。

教育長　基本的に教科書の採択は、国の検定を受けた教科書、そして教科書目録に載っている、そこから選定、採択をしていく、これがルールとして定められている。そうした限りにおいては、やはり国の動向は踏まえていかなければいけない。同時に、社会の様々な動きや様々な意見、やはりそうしたこともしっかりと確認し、見ていく必要があるのだらうと思っています。ただ最終的には、教育委員会は合議制の機関ですから、その機関が定めている県教育委員会の採択方針、特に公正の確保に留意ということもありますが、その採択方針を踏まえて、私ども教育委員会一人ひとりの知見に基づく審議によって、どの教科書を採択していくのか、それは、教育委員会としての判断に委ねられていると私は認識しております。法的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の管理、執行する業務として「教科書その他の教材の取扱いに関すること。」というのが定められ、また、県立高等学校の管理運営に関する規則の中で「高等学校において使用する教科書は、神奈川県教育委員会が採択したものでなければならない。」という定めがあります。最終的には、私ども教育委員会が合議制の審議によって採択をしていく。当然その中には事務局も含めて様々な社会の動き、様々な方のご意見、そうしたことも踏まえつつ、最終的には、私どもの教育委員会としての知見に委ねられている、そういうふう考えられるのかなと思っています。いかがですか。非常に難しいところではありますけれども。

下城委員　我々委員一人ひとりも、それぞれの専門を通してこの教育委員会、教育について、国の動向も踏まえつつですが、広く社会全体、教育学者等の、歴史教育研究者等の知見も踏まえつつ、ここで合議して決定していくようにということで、知事によって任命されている人間ですので、我々の考えに沿って、採択方針に沿って、しっかりと合議

していきたいと思います。

教育長 よろしいでしょうか。我々の認識の話になっておりますけれども。特に他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見等がなければ採決を行いたいと思います。私の方で提案をさせていただきたいと思いますが、文言は後で整理をさせていただく部分があるかと思えます。

まず、請願第1号につきましては、教科書の採択については、国の教科書目録に掲載された教科書の中から、県教育委員会の採択方針に則って採択をするというものです。この採択方針に関する考え方において、特定の用語を使用しているもの、あるいは特定の表現を用いているものについて、そのことのみを理由に採択をしないとすることはありませんので、この請願については、不採択という方向で整理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 続きまして、請願第2号です。請願第2号について、採択方針に則って採択するというのは、そのとおりです。しかしながら、質疑の中でありましたように、採択方針には、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択することとされており、私ども教育委員会もこの規定に則って採択をしていきますが、採択方針には学校の選定を尊重するというところまでは示しておりません。さらに、各学校の選定が採択方針に則り行われている限りは、特段の指導、助言を行うということはありません。請願に対する県教育委員会の意思決定が、採択と不採択ということになりますと、今整理させていただきましたように、全体としては不採択という方向で整理をしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、続きまして請願第3号です。請願第3号につきましても、学校の選定を尊重するということが示されておりますが、採択方針には、ただいま申し上げましたように、学校の選定を尊重するとは示されておりません。国において行われる教科書検定を経て、教科書目録に掲載されている教科書の中から採択をするものですから、国の動向を確認していく、これは必要である。それから、この間の社会の動きなどについても、事務局も含めて確認しながら、慎重に審議は進めてきております。そうしたことから、全体として見たときに、不採択という方向で整理をしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 よろしいでしょうか。
それでは請願それぞれにつきまして、請願第1号、第2号及び第3号については、

企画調整担当課長 赤色のインデックス、報告2をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は教育委員会6月定例会以降の対応についてご報告させていただきます。

5ページをお開きください。「4 令和3年6月以降の対応について」をご覧ください。「(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について」です。「ア」をご覧ください。6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しました。具体的な対応等については、資料記載のとおりです。

6ページをご覧ください。「イ」をご覧ください。7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国より想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒の行動について、令和3年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しました。

7ページをご覧ください。【具体的な対応等】をご覧ください。夏季休業期間中における対応に絞って説明させていただきます。「(イ) 感染防止対策の徹底について」の・（黒ポツ）の三つ目をご覧ください。熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させます。「(ウ) 学習活動について」の○（丸）の二つ目をご覧ください。補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとします。

8ページをご覧ください。「(エ) 部活動について」の○（丸）の三つ目をご覧ください。合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とします。また、泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とします。「(カ) 学校説明会等について」をご覧ください。各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施します。「(2) 県立社会教育施設の対応について」です。「ア」をご覧ください。

い。6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を以下のとおり継続して行うこととしました。具体的な対応については資料記載のとおりです。

9ページをご覧ください。「イ」をご覧ください。7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととしました。「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、県立学校においては、感染防止対策をより一層徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していきます。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していきます。

10ページをご覧ください。「参考1」は「県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況」です。7月8日現在において県教育委員会で把握しているものです。10ページから12ページは県立学校の状況について、13ページから15ページは、市町村立学校の状況となっております。

16ページをご覧ください。「参考2」は「県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況」と「県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況」の7月8日現在の報告をまとめたものです。

17ページをご覧ください。「参考3」は、これまで教育委員会で報告してきました、令和2年2月から令和3年5月までの県教育委員会の対応を取りまとめたものです。参考については後ほどご覧いただければと思います。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は以上です。

下城委員 質問がありましたらお願いします。

吉田委員 熱中症対策をしっかりやってほしいと思います。マスクをしていると、そういった症状が表れにくい、あるいは、どうしても熱がこもってしまう。ですから、より、より、より一層の注意が必要なので、本人だけの主観的な感覚よりも、周りの指導者たちがしっかり見てやるということを、是非、是非お願いしたいと思います。

この文言だけ見ると、高校野球は甲子園に行けるの。泊を伴う県外遠征は中止とすると書いてある文章を見ると、日帰りです。行かせてあげたいよね。

保健体育課長 現在、予選が順調に行われているところです。また、甲子園については、現在のところ実施する方向で検討が進められておりますので、まず感染状況を見ながらですが、予選が無事に進むことを踏まえながら進めていきたいと考えております。

吉田委員 是非何とか実施できるように、県の病院協会の立場から言えば、本当にどんどん、どんどん、ひどくなっています。もう東京に続いて神奈川ですものね。だんだん、だんだん、そのかかる年齢層も若くなりつつあって、もう40歳代、50歳代が今一番多くなっている。恐らくこれから、もう少しやはり下がってくる可能性も出てくるで

しょう。当然、東京の方で緊急事態宣言がもっと長くとなると、神奈川だって緊急事態宣言を出すかもしれないということを、常に考えてやはり行動していかなければいけないかと思います。ですから、より一層、より一層の注意をしながら、頑張っけて抑えていきたいと思っていますので、是非よろしくお願ひしたいと思っています。

教育長

今、吉田委員からお話がありましたように、感染状況、非常に厳しく、私どもも本当に緊張感を持って、学校との連絡等々を行っているところです。基本的な考え方は児童・生徒の安全・安心等を守っていくということと、いわゆる学びをどうやって保障していくことができるのか。そこのところに、全力を傾けていく。

今回、小学校、中学校、特別支援学校について、遅いところでも7月21日には夏休みに入ります。高校も4連休後の月曜日（7月26日）が終業式というところが10校程度ありますが、基本的には来週の頭のところで、夏休みに入って行く。そういった中で、夏休みの過ごし方等々についても、やはりきっちりとした形で、学校から生徒には伝えていきたいと思っています。

それから部活動に伴う各大会、全国大会等々について、それぞれの主催団体において、かなりしっかりしたマニュアル、ガイドライン、その下で運営をしていただいているという中では、基本的には学校が参加するときは、教育委員会と協議という形に、今、させてもらっていますので、その中でしっかりと確認をした上で、また保護者の皆さんの同意をいただいた上でという形での参加になっていくのかなと思っています。少しいろいろな動きが、緊張感を持って対応していかなければいけないのだらうなと思っていますので、またその都度ご報告等をさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

下城委員

他によろしいでしょうか。

神奈川は、緊急事態宣言からまん延防止等重点措置に落としたといいますか、とはいえ、東京に隣接しているということで、必ずしも学校は、緊急事態宣言時のところからガクンと緩和したということではなかったと理解をしています。ですから引き続き、今ありました夏休みの部活動や修学旅行など、気を付けてということになるのだと思うのですが、一方で、昨年末から今年の正月のときに、やはり学校の児童・生徒の感染数がワッと山が高くなりましたよね。それは、家庭が帰省や旅行などで動いたせいではないか。そのときはまだ従来株でしたので、子ども間の感染ということではなくて、今度はまたそれに似たような状況になりつつあるのではないかということ、マスコミをはじめとして盛んに言われているのですが、それについて何か県教育委員会から、子どもの部活動や夏休みの過ごし方は、今報告のあったとおりでと思うのですが、プラスその家庭での過ごし方というのは、教育委員会が口を挟めることなのかどうか難しいですけど。しかも、今回デルタ株というのは、更に子どもが媒介になる可能性が出てきていると言われている中で、本当に年末年始のようなことにまたならないとも限らないというところで、少し緊張感を持っているんですけど、いかがでしょうか。事務局の方で、その辺は。

指導部長

お話のとおり、ご家庭でのいろいろな過ごし方、いろいろなご家庭での保護者の方

のお考えもおありなので、教育委員会がいろいろ申し上げるとするのは、そこはなかなか難しい部分がございますが、このたびの7月9日付けで、学校の方に通知させていただいた文書の中にも「県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。」とさせていただいております、これを受けて各学校では、保護者の皆様に、そうした感染防止の取組を、ご家庭でもよろしく願いますということで、それぞれ依頼をさせていただいているところです。

下城委員 よろしく申し上げます。

吉田委員 今の件で、非常に積極的にお願いしたいと思います。65歳以上のワクチン接種はほぼ大体終わりつつあって、そちらの感染値はずいぶん下がっているのです。もともと我々が感染状況を見るにあたって、比較的若い人が増えたとなると、そのあと2週間、1か月くらいで、どっと高齢者まで増えるという事態がずっとあって、このところ用心したいと思っていたのですが、比較的65歳以上が落ち着いてきた。ですから今、40歳、50歳辺りが一番多い。ではどういう年齢かというと、やはりお父さんの年齢、お母さんの年齢に近い人たちの感染が増えているということなので、より一層、やはりその辺のところも強調してアナウンスしていただければありがたいなと思います。基本的に、全体的にはそれほど重症にはならないとはいうものの、やはり中には基礎疾患がなくても命をなくされる方もいらっしゃるもので、より注意が必要なので、是非お願いしたいと思っています。

指導部長 承知いたしました。各学校の方で、引き続きそうした家庭でのお願いということにはなと思うのですが、注意喚起も含めてご家庭に連絡を取るようになさせていただきます。

下城委員 他によろしいでしょうか。佐藤委員よろしいですか。

佐藤委員 はい。

下城委員 それでは、他にご質問がなければ、閉会について教育長にお願いしたいと思います。

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会といたします。

令和3年7月16日

会議録作成者 書記 中村 怜